平成 2 6 年度

学校監查報告書(笛吹市立石和東小学校)

笛吹市監査委員

1 監査の対象

石和東小学校に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成26年4月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

平成26年6月11日(水) 午前9時から

4 監査の方法

監査の対象となった下記項目について、石和東小学校から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1「学校概要」
- 2 「学校長に対する事務委任の範囲について」
- 3「歳出状況調書」
- 4 「負担金補助金及び交付金支出(予定)状況調書」
- 5 「負担金補助金及び交付金の管理状況調書」
- 6「委託契約(一般委託)(予定)調書」
- 7「賃貸借に関する調書」
- 8「学校が扱う公金以外の現金の管理状況調」
- 9「郵便切手受払状況」
- 10「学校運営に係る懸案事項」
- 11「指定事項調書」
 - ①学力向上への取組み状況について
 - ②教職員の体罰の状況について

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成26年4月30日現在における石和東小学校から提出された一般会計 歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行 されていた。郵便切手等については、石和東小学校において所有している保管 枚数と受払簿に間違いはなく、適正に管理されていた。支出伝票関係について も適正に処理されていた。

なお、学年費、給食費等の学校納付金についても、適正な管理が行われてい

た。

(2) 事務・事業の執行状況

石和東小学校に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。 なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じら れたい。

7 指摘・要望事項

字校教育課 事務 事業 事項については、児童の安全確保を最優先し、教育総務課施設担当とも協議する中で検討されたい。

- ●地方自治法第 199 条第 12 項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について平成 2 6 年度定期監査資料の中で報告をお願いします。
- 8 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項(指定事項調書)については、その現状及び今後の方針等が以下のとおり回答された。

《指定事項①》

学力向上への取組み状況について

- 《現状及び今後の方針等》
 - (1) 校内研の充実
 - ①基礎・基本の定着に向けた取り組み
 - a 学習規律の確立
 - ○子どもたちが進んで「時間を守る」「人の話を聞く」「忘れ物をしない」ようになる ことをめざす。(東小10か条①,⑤,⑩)
 - b 学習・教材・教具の工夫
 - ○目標の明確化 ○児童の実態に合わせた学習課題、教材、教具の工夫
 - c 指導方法の工夫
 - ○板書・発問の工夫 ○体験的活動の充実 ○既習事項の確認
 - ○TTの活用(5,6年)
 - d 評価方法の工夫
 - ○机間指導による実態把握
 - ○単元途中での小テストやドリルなどによる実態把握と補習
 - ○自己評価による実態把握
 - e 繰り返し学習の重視
 - ○朝の活動でのドリル学習・読書の充実・放課後学習室の活用・家庭学習の充実
 - f 開放的・受容的な雰囲気をつくる工夫
 - ○「一生懸命考えた結果のまちがえは宝物である。」という意識を教師が持ち、子ども にも持たせる。
 - ○小さな成長を見逃さずほめ、よい考えを認め合う機会を持つ。 (うなずき・学習感想など)
 - g 伝え合う活動の場の工夫
 - ○教える場面と考えさせ、伝え合わせる場面の明確化
 - ○友達の考えを聞き、それをもとに自分の考えを伝える場を設ける。

- ○教え合いの場の設定
- ②基礎・基本の定着のための授業実践,学習活動の工夫と検証 ※今年度も,一人一実践,また,検証授業を各ブロック1本ずつ行う。
- (2) 指導体制の充実と学習規律の確立
- ①TT、きめ細かな指導の実施
 - ・市単教諭、学校サポーターの活用により、学習指導の補助をしながら、集中して学習 に取り組む環境をつくる。
- ②特別支援教育及び個に応じた指導の充実
 - ・校内検討委員会を設置し、特別支援学級の指導体制の充実を図り、交流学級特別支援 学級に於いて各自の能力に応じた学習を実施する。
- ③補習等による支援の実施
 - ・長期休業中の学習会や放課後学習(学びの広場ふえふき)の実施
- (3) 学力実態把握調査の活用
 - ・全国学力学習状況調査、県学力実態把握調査、NRT検査の実施と結果の分析を学習 指導に生かす。

《指定事項②》

教職員の体罰の状況について

《現状及び今後の方針等》

- (1) 現状と実態把握
 - ・昨年度から今日まで体罰は行われていない。
 - ・管理職による不定期の授業参観、児童への聞き取り(直接的なものでなく)、およびアンケート調査等によって現状把握すること。調査結果をもとに必要に応じて教職員への指導を行う。
- (2) 職員への指導及び取り組み
 - ・体罰についての学習会を開き、体罰は指導ではないこと、体罰の弊害について確認する。また、指導のあり方について確認する。学習会や指導は職員会議や資料提供を受けたときなど繰り返し実施する。
 - ・子どもの話をしっかりと聞き、思いを受けとめる姿勢を大切に、生徒指導にあたる。
 - ・情報交換を密にし、全職員で対応する体制の確立に努める。また、担任等が一人でか かえ込むことがないよう管理職も積極的に情報収集、指導助言を行う。